

# 「木の文化都市・金沢」ロゴマークの使用について

制定 令和6年11月25日決定

## 1. 趣旨

この規程は、別紙に示す「木の文化都市・金沢」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## 2. 使用方法

ロゴマークの使用方法は、別紙（ロゴマーク使用マニュアル）のとおりとする。

## 3. 権利

- (1) ロゴマークの権利は、金沢市が所有する。
- (2) ロゴマークと誤認される類似の文字及び図形を使用してはならない。

## 4. 使用

ロゴマークを使用する場合は、「木の文化都市・金沢」ロゴマーク使用計画書（様式第1号）を金沢市に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときはこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が、本事業の普及活動を行うとき。
- (2) 報道機関が本事業の報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、市長が使用を適当と認めたとき。

## 5. 使用の制限

次のいずれかに該当する場合は、名称及びロゴマークを使用することはできない。

- (1) 金沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、市長が使用を認めることが適当でないと判断するとき。

## 6. 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

## 7. 使用の中止

- (1) ロゴマークの使用が本規程に違反していると認められる場合、市長はその使用の中止を求めることができる。
- (2) 使用を取り止めた者又は第三者に損害が生じても、金沢市は一切その責めを負わないものとする。

## 8. 事故、苦情の処理

- (1) ロゴマークを使用した者の商品等又はサービスに係る事故、苦情、損害（以下「事故等」という。）が発生した場合は、ロゴマークの使用者が、使用者の責任の下に処理しなければならない。
- (2) 前項に規定する事故等について、金沢市は一切その責めを負わないものとする。

## 9. 報告

市長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には、使用状況等の報告を求めることができる。

## 附則

この規程は、令和6年11月25日から施行する。